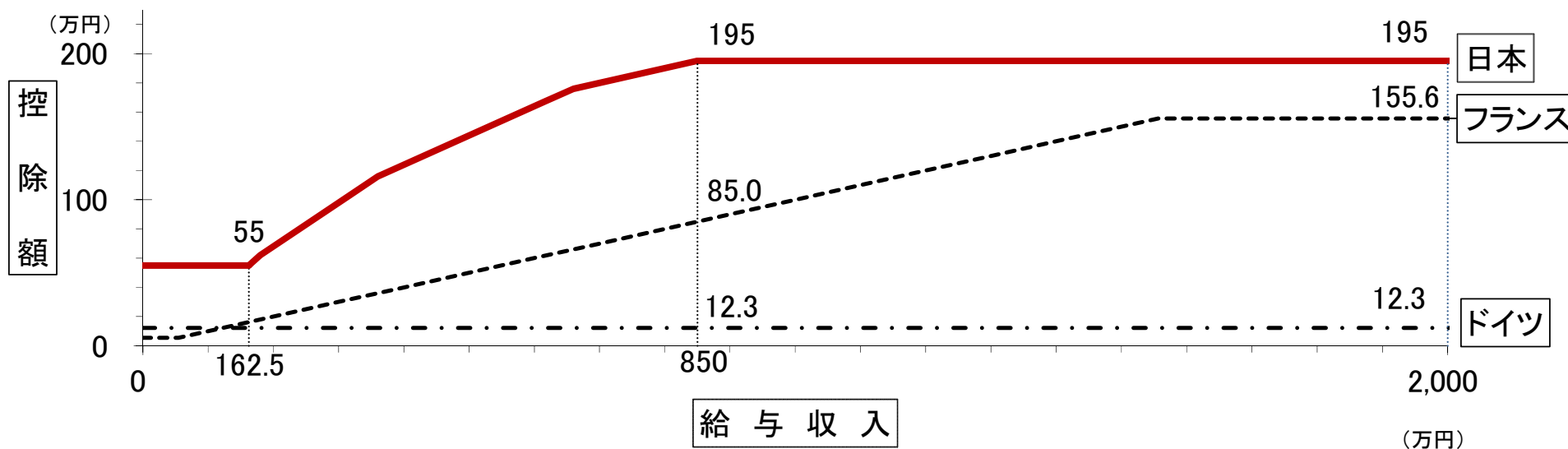


給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2021年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	(参考) ア メ リ カ
概 算 控 除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 55万円 上限 195万円	なし (注1)	被用者概算控除(定額) (注2) 1,000ユーロ(12.3万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除(定率・上限あり) (注2) 最低 442ユーロ(5.4万円) 上限 12,652ユーロ(155.6万円) ※給与所得者に限る。	概算控除(定額) (注2) 12,550ドル(130.5万円) ※医療費控除や寄附金控除等の各種 所得控除を含む性格の概算控除で あり、給与所得者に限らず適用。 ※2025年までの時限措置として、人的 控除も統合。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入 850 万円及び 2,000 万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和3年(2021年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。